

令和2年8月5日

(令和3年4月16日更新)

出入国在留管理庁

## 「永住許可に関するガイドライン」における「継続在留要件」の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症の影響により、再入国許可又はみなし再入国許可の有効期間内に再入国できず、一度在留が途切れた期間がある方が本邦入国後に改めて永住許可申請を行う場合において、以下に該当するときは、当分の間、「永住許可に関するガイドライン」との関係では、当該期間についても継続して本邦に在留していたものとみなします。

- 再入国許可又はみなし再入国許可の有効期間の満了日が、2020年1月1日から入国制限が解除された日の6か月後以降、当庁が別途指定する日(※)までであり、かつ、当庁が別途指定する日までに申請した査証の有効期間内に入国した方

(令和3年4月16日に対象となる期間を延長しました。)

この場合、永住許可申請の際には、通常の申請書類に加え、申立書(別添参考様式2)をご提出ください。

- ※ 「[当庁が別途指定する日](#)」はおおむね3か月前までに当庁ホームページ等で公表します。入国制限措置が解除されても当庁が別途指定する日までは入国可能です。